

電波法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集の結果と御意見に対する考え方
(令和6年10月19日～同年11月18日意見募集)

提出件数 9 件

No.	提出者	提出された意見	考え方	案の修正の有無
1	個人	改正案に賛同します。海外持ち込み端末の特例制度（90 日ルール）に係る対象システムに関して以下 3 点についてご回答ください。 1 Thread 通信規格機器 (2.4GHz 帯) は国内類似基準としては、証明規則第 19 号に該当するという理解でよい。違う場合はどの種別でしょうか。 2 別紙 1 改正の概要に記載されている追加するシステム 4 件は、いずれもスマートフォンやタブレット端末等に無線モジュールが内蔵されていると理解してよい。 3 スマートフォン等の顔認証で使用されているものは含まれているのか。いるのであればどれか。	本案に対する賛同のご意見として承ります。 後段のご意見に対する回答は以下のとおりです。 1 ご認識のとおり、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）第 2 条第 1 項第19号に該当します。 2 ご認識のとおり、スマートフォンやタブレット端末等に内蔵されております。 3 本件の対象となるシステムを用いた顔認証は、今回の対象に含まれます。	無
2	一般社団法人電子情報技術産業協会	電波法施行規則の一部を改正する省令案等について、賛同いたします。 特に実験等無線局の特例制度 (180日ルール) に係る対象システムとして、今後の市場拡大が見込まれる6GHz帯無線LANシステムを技適未取得機器特例制度への対象システム及び帯域を追加することで、6GHz帯無線LANシステムに対する技術発達のための実験や電波の利用の効率性に関する試験が可能となり、公共の福祉を増進することができるようになると考えます。 実験等無線局特例制度の対象システム候補となる 6GHz 帯無線 LAN システムとして、日本と同一技術基準 (周波数帯、出力等) で動作する機器であれば、親局子局問わず特例制度を適用できることで、より多くの実験等が可能となり、早期サービス展開等を提供できると考えています。	本案に対する賛同のご意見として承ります。	無

3	IEEE 802 LAN/MAN Standards Committee	IEEE 802.15 規格で規定されている超広帯域（UWB）デバイスは、通信、測定、位置特定、画像、監視、医療システムなど、さまざまなアプリケーションで世界中で使用されており、多くの場合、他の短距離デバイステクノロジーと組み合わせて使用されます。UWB は、このようなテクノロジーの動作を強化し、スペクトルを共有する効率的な手段です。 IEEE P802.15.4ab に基づいて開発されている次世代の UWB テクノロジーは、IEEE Std 802.15.4z-2020 に基づいています。このプロジェクトによってサポートされる将来の開発計画には、次のものが含まれます。 ・ リンク バジレットの改善と通信時間の短縮 ・ 存在検出と環境マッピングのセンシング機能の強化 ・ 高整合性測距の精度、精密度、信頼性の向上 ・ 干渉緩和技術の使用により、デバイス密度の向上とトラフィック使用例の増加に対応 ・ 他のサービスとの共存性の向上 ・ 複雑さと消費電力の削減 ・ 超低消費電力、低遅延ストリーミングのサポート強化 ・ 高解像度オーディオなどの新しいアプリケーションのサポート IEEE 802 LMSC は、免許不要の短距離デバイスに関する日本の規制活動を綿密に追跡しており、UWB の急速な価値の高まりを認識した総務省を称賛します。UWB の導入は累計で 10 億台を超え、今後も増加し続けます。 私たちは、UWB デバイスが特定の条件を満たし、特に電波法で定められた IEEE Std 802.15.4-2020 および IEEE Std 802.15.4z-2020 に準拠していることを条件に、日本を訪れる観光客が持ち込んだ UWB デバイスを入国日から 90 日間の限定期間使用できるようにするという総務省の提案に賛成します。 IEEE 802 LMSC は、IEEE 802 規格で開発された 6GHz 帯域の Wi-Fi6 および Wi-Fi7 技術を利用して 10Gb/s サービスを可能にするために、Wi-Fi に	本案に対する賛同のご意見として承ります。 なお、「Wi-Fiに1GHzを超える免許不要のスペクトルを割り当てる」部分については、本意見募集の対象外ですが、今後の参考とさせていただきます。	無
---	--------------------------------------	---	---	---

		1GHz を超える免許不要のスペクトルを割り当てるという総務省の先進的なアプローチを称賛します。総務省の取り組みにより、日本は米国とともに低コストのワイヤレス接続の世界的リーダーになります。 6GHz 帯の Wi-Fi 機器の利用が拡大していることを踏まえ、電波法に規定される技術基準と同等の基準に適合していること等の条件を満たし、総務省への届出日から 180 日間、日本国内で利用できる適合表示を付さずに、6GHz 帯の超低電力機器及び低電力屋内機器を特例制度の対象に加えるという総務省の提案に賛同します。		
4	一般社団法人情報通信ネットワーク産業会	海外持ち込み端末及び技適未取得機器特例制度への対象システム及び帯域の追加について賛同致します。 実験等無線局の特例制度へ 6GHz 帯 WLAN のタイムリーな導入は最先端の機器開発への利用が可能となり、製造メーカーでの円滑な開発が期待できます。	本案に対する賛同のご意見として承ります。	無
5	個人	技適マークがついていない商品の販売が横行している。 通信販売する場合には、商品の紹介ページに技適マークに関する表示を義務付けるなどを合わせて定めていただき、かつ罰則を設けていただきたい。 知識のない人（一般の人）は技適マークなど知らずに商品を購入して使用しており、結果、電波障害が溢れていると認識している。 持ち込みも当然規制などルールは必要だが、通販が一般的になっている現状においてそれを放置している総務省のあり方に疑問を感じる。（売る人や売るサイトを放置して、何も知らない一般人に責任を負わせており、ルールを守っている人や企業が不利益となる状態は普通ではない。）	いただいた御意見については、本意見募集の対象外ですが、今後の参考とさせていただきます。	無
6	個人	電波法対策につき、適切な把握を貴省において行っているか問いただす。	いただいた御意見については、本意見募集の対象外です。	無
7	個人	当案件は税金の無駄遣い。 電波の割り当てなど根本的なことをきちんと行ってから、当案件を進め	いただいた御意見については、本意見募集の対象外です。	無

		てもらいたい。優先事項を見誤らないで。 プラチナバンドの再割り当て(楽天モバイルへ付与されているプラチナバンドが狭い件)も放置しているのにこんなどうでもいいことに税金を使うべきではない。		
8	個人	海外持ち込み端末の特例制度（90 日ルール）につきまして、意見を申し上げます。 情報通信機器を悪用したテロ攻撃のリスクがございます。 海外持ち込み端末の特例制度については、廃止を希望いたします。	いただいた御意見については、本意見募集の対象外です。	無
9	個人	90 日ルールについてはルール遵守の担保が得られるとは思えず、新たなオーバーツーリズムとなることは明白。非適合の無線機持ち込みについても防げていない現在このようなアリバイ作りのルールはやめ新たな国際ルールを作るよう動くべきと考えられる。 また 180 日ルールについても経産省の産業育成策怠慢を露呈しているにすぎず省庁間連携ができていない現状を悔い改めるべきで、一部の法令順守意識の薄いグループの意見を採用し小手先に逃げるのではなく、日本としてどうあるべきかを省庁間を交えて議論し、国内に存在しない無線局の利用が何故必要で代替え策が無い背景を分析し、本当に必要であるならばそのシステムを普及させる施策を執行すべきである。 特定メーカーの紹介が行えないと言う慣習を改め国内企業で代替えのシステム提供を行える企業をマッチングさせ実験に供すべきであって、安直に規制緩和を求める集団の意見に寄り添うべきではないと考えます。	いただいた御意見については、本意見募集の対象外です。	無

※取りまとめの都合上、いただいたご意見は要約等の整理をしております。なお、改正案について、実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を行いました。